

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という。）の倫理規程に則り、この法人のコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス この法人又は役職員等がこの法人の業務遂行において法令（この法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。

(2) 役職員等 役員及び就業規則第2条に規定する職員、契約等に基づきこの法人に労務を提供する者をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、この法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 役職員等は、自らの担当業務に関する法令について、常に正しい知識を習得するよう努めなければならない。

3 役職員等は、自らの行動が、コンプライアンスに沿ったものであるか、常に自省・点検しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 この法人において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(免責の制限)

第5条 役職員等は、次に掲げることを理由として、自らのコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

(1) 法令について正しい知識がなかったこと

(2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと

(3) この法人の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス推進体制)

第6条 この規程に基づくコンプライアンスを推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、この法人全体を統括し、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、理事長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、コンプライアンスの推進について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、理事長が指名する理事をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者（以下、「推進責任者」という）は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に基づき、この法人におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じる者とし、事務局長をもって充て、事務局（総務部）が業務を所掌する。

（コンプライアンス委員会）

第7条 この法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の詳細）

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因究明に向けた分析及び検討結果並びに第4号処分及び再発防止策の

公表

(6) その他

2 委員会は、委員長を統括管理責任者とし、推進責任者、その他委員長が必要と認めた者により組織する。

3 委員会は、委員長の招集により、必要に応じて開催する。

4 委員会の事務局は、この法人の事務局に置く。

（報告・連絡・相談ルート）

第9条 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかに推進責任者に報告する。

2 推進責任者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、必要な施策を実施する。

（コンプライアンスのための教育）

第10条 推進責任者は、役職員に対してコンプライアンスに関する教育を行うとともに、その実施状況・受講状況等について管理監督する。

2 役職員等は、前項の定めによるコンプライアンスに関する教育を受けるものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 (平成31年3月21日)

この規程は、平成31年3月21日から施行する。(平成31年3月21日理事会議決)

附則

この規程は、2019年7月13日から施行する。(2019年7月13日理事会議決)